

# 嘆願書

日本交通労働總聯盟

東京交通労働組合

東京市電氣局長

笈正太郎殿

## 一、嘆願條項提出理由

東京市電氣局は今回速力の増加を計り其財政的打掛りを打開せんとして標準運轉と標準給與制を施行した

我等従業員は速力の増加に依る市民の便益と市電財政の打開に對して反對するものに非ざるも標準給與制の施行に對しては断乎として反對せざるを得ないのである、眞の速力の増加を計らんとするならば、先づ車輛の改善、道路の整備、軌道の改修等を爲し而して標準運轉を確立すべきものである、然るに何等其の點に改善を行はずして、只我々従業員に對してのみ急遽なる標準時間を定め更に標準給與時間制を制定施行したることは、全く我々従業員の人格を蹂躪し不可能を強ゆるものと言はざるを得ないのである、故に勞力は加重し一滴の水を呑む暇もなく、甚だしきは小便を爲すことさへ不可能なる實情にあり、我々従業員はこゝ、數日を出でずして全く疲弊困敗に陥り、由々數一大事を惹起するであろうことを豫想するものである、而してこの疲勞と困敗を堪へ忍ぶ能はざる場合は、標準運轉時間の混亂となり、幸いては一次収入の遞減を招來し、我々の生活は根底から覆されなければならぬ、尙非乗務關係に於ては請負單價の値下、昇給率低下並に昇給延期、歩増給の遞減等時々刻々とは行はれつゝあり

茲に於て我々一般従業員の日常生活は故なくも極度の脅威と不安に迫られつゝあり、これ即ち當局の經驗その宜しきを得ざると共に政府或は本市等の不合理なる制府に依り、交通産業上に於ける百年の大計を遂行し得ざる結果にして、我々従業員の負擔すべき同等の理由を發見し得ないのである

我々は決して現在の場合待遇の向上改善を要求するものに非ずして、現在の待遇をこれ以上低下され改悪されることのない事を應援のみである

るものである。  
七、軌道修理費の本市よりの補助  
電車軌道を改修するものは多くは貨物自動車用自動車荷降車等あるその維持を獨り電氣局に於て負擔する理由を發見し難いこれは宜く自動車後荷降車を徴収して是る本市から補助せしむべきものである。

八、車輛の改善  
東京市電の車輛は電動機並に制御機及び本體の構造不完全なるものである、本體構造の不完全なる爲め乗降客の不便甚しくこれが輸送能率の減退を來しつゝあり幸いては東京市民が從らに待合ひ交差する、時間は延滞間としたる場合に於けるべき經濟上の損失を計しつゝあるものと信ずるこれが輸送能率進歩の爲め即時改修せられべきである

九、車輛の増設  
近時交通總關發達したるを以て漸員電車に收容することとを非常に際し漸次他の總關を利用しつゝありこれ定員以上の乗客を收容して收入増率を上げ居たる舊時代の悪習慣にして收入低下の最大原因を爲すものであるこれが車輛の増設は緊急なる任務であると信ずる

十、交通機關の統一  
最近の如く省城市電市街自動車、並に同タク等雖然なる交通機關の發達は全く風氣交通の良地よりして不統一なるものである、これが東京市に於ける統一整備は後述の急務であると信ずる

## 運輸部要項

## 二、嘆願條項

一、延着二割以上の場合と雖も標準給與時分を支給せられたし

理由  
一割以上延着したる場合其の延着時分を標準給與時分より差引くことは乗務者に於て實際時間と損失するのみならずして更に業務時間短縮せらるべき業務時間短縮から損失することとなり二重の制度にして全く従業員の眞生活に無視し従業員の人格を蹂躪するものである、故に本條項を提出したる理由である。

二、線路の情況又は乗客繁多等業務上止むを得ずして延着したる場合は事故障害の場合に準じ實際時間を給與せられたし

理由

は人情を憐れしむべきである、特に急遽は少年軍に因入傷をなせしめざる事は出入傷を準備し共同動作を取りつゝある、特に人情の考慮しはざるを得ずかくしてその業務時間を短縮し進行し得るものである、故に出入傷をなせしめ出入傷手書を給與するに當り此等理由を以て今回本條項を提出したる理由である。

七、繼續乗車の場合着發間の待合時分を支給せられたし

現在繼續乗車の場合着發時分と發着時分の間に於て命令乗車を以てして乗車を繼續し乗務しつゝあるに拘らずその間の着發時分を支給せられざるは甚だしき劣悪であると信ずる故に本條項を提出したる理由である

八、短距離運轉に對しては標準運轉時分並に給與時分を改正せられたし(但し一程復五十分以内の箇所)

理由  
短距離運轉の場合何れは定員、員數の如き運轉時間との多しは標準運轉時分と異なるべき業務時間短縮なり故にこれが改正を提唱する理由である、又事故障害に對しても事故をなすべしものであると信ずる

九、出入傷の場合線路の情況に應じ標準時分並に標準給與時分を改正せられたし

理由  
出入傷は多くは同一時間内に行はるゝものにして出入傷に於て一りなる爲め、車内又は線路上に停着する時間差多し現行の標準時間並に給與時分は偏りに短縮せられつゝありこれが改正の必要を無感する故に本條項を提出したる理由である、以上

非乗務  
工車庫力道  
部

## 四、嘆願條項

一、二重賃金制を固定給制に改められたし

理由